

# 令和4年度香川県パスポートセンター広告事業募集要項

## 1 施設の概要

### 香川県パスポートセンター

- ・所在地 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟2階  
※所在図（本要項最終項）参照
- ・利用時間 月曜日～金曜日：午前9時から午後6時まで（金曜日のみ午後7時まで）  
日曜日：午前9時から午後5時まで（第3土曜日の翌日の日曜日は休み）  
※土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（日曜日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの間は利用することができない。（日曜日と祝日・休日が重なった場合は業務を行うが、12月29日から翌年の1月3日まで、及び第3土曜日の翌日は休み。）
- ・年間利用者数 通常年 約4万人（延べ人数）  
令和2年 約1万人（延べ人数）  
令和3年 約3千人（延べ人数）  
※令和2・3年の利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常年に比べ減少している。令和4年度の利用者数についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける可能性がある。

## 2 募集の内容等

### (1) 募集

施設において広告を掲出する広告代理店

- ①壁面広告：1代理店
- ②パンフレットスタンド：1代理店

### (2) 広告を表示できる期間

#### ①壁面

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

#### ②パンフレットスタンド

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

### (3) 掲出可能な広告等

施設内待合室の壁面への広告（ポスター等）の掲出及び県が用意するパンフレットスタンドへの広告（パンフレット等）の掲出（別添仕様書のとおり）

- ①壁面：B1ポスター7枚分のスペース
- ②パンフレットスタンド：A4版4列4段のパンフレットスタンド 2台

（注）①壁面、②パンフレットスタンドについて、別々に応募することができる。

### 【募集の条件】

- 広告の掲出ができる場所、広告の規格、数量等は、仕様書のとおりとする。
- 壁面に広告を掲出する場合、安全が確保される方法で壁面に固定すること。
- 広告掲出に当たり、壁面広告については行政財産の使用許可を受ける必要がある。この場合、広告料のほかに、行政財産の使用料として、①壁面については各表示期間につき、5.

応募手続(2)提出期間等において、それぞれ定められた金額を支払うこと。

- 広告掲出に当たっては、県と広告事業に係る契約を締結しなければならない。(別添契約書案を参照)
- 掲出する広告の募集は、応募者が行う。
- 広告の掲出及び取り外し、並びにパンフレットスタンド及び掲出中の広告の維持管理は、応募者の責任において行うものとし、これに必要な経費は応募者の負担とする。
- 広告の掲出期間終了時には原形復旧を行うこと。ただし、県と協議のうえ承認を得た場合はこの限りでない。
- 広告は、その内容等について、**5. 応募手続(2)提出期間等**において定められた期限までに、広告原稿を県に提出し、掲出前に県の審査を受けなければ掲示することができない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。
- 掲出した広告は、その内容等を変更することができる。この場合において、変更しようとする広告は、その内容等について変更前に県の審査を受けなければ変更することができない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。
- 上記のほか、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、香川県パスポートセンター広告事業実施要領等に従うこと。

### 3 応募資格

- 広告代理業務について、3年以上の営業実績を有する者であること。  
(法人にあっては、当該業務を法人の目的としていることが商業登記事項証明書により確認できること。)
- 香川県の区域内に事業所を有する者であること。
- 香川県の県税、法人税(個人にあっては、所得税)、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。
- 法人にあっては、会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)により更生手続、再生手続等をしていないこと。
- 法人にあっては、商法(明治32年法律第48号)により会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

### 4 現地説明会

特に実施しない。現地確認を希望する場合には、パスポートセンターの業務に支障のないよう配慮のうえ、各自で確認してかまわない。

なお、現在、待合室西側壁面に設置されているポスターボードは、県が所有するものであるため、広告を掲示する場合には、利用することができる。

### 5 応募手続

#### (1) 募集要項等の配布期間及び配布場所

配布期間: 令和4年1月24日(月)から令和4年2月18日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を

除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで  
**配布場所**：高松市番町四丁目1番10号 香川県庁本館10階  
 香川県総務部知事公室国際課

※なお、募集要項等は県ホームページからも入手できる。

(<http://www.pref.kagawa.jp/yosan/koukoku/>)

## (2) 申込書等の提出期間及び提出場所

### 提出期間等

広告の種類	提出期間	表示期間	広告原稿提出期限	行政財産使用料
壁面	令和4年1月24日(月) ～令和4年2月18日(金)	令和4年4月1日(金) ～令和5年3月31日(金)	令和4年3月15日 (火)	168,924円
パンフレットスタンド	令和4年1月24日(月) ～令和4年2月18日(金)	令和4年4月1日(金) ～令和5年3月31日(金)	令和4年3月15日 (火)	不要

(注)壁面広告、パンフレットスタンドとも、提出時間はいずれも土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

**提出場所**：高松市番町四丁目1番10号 香川県庁本館10階 香川県総務部知事公室国際課

**提出物**：① 申込書

② 見積書

③ 過去3年以内に広告代理業務を行ったことを証する書類（契約書写等）

④ 商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）（応募者が法人の場合）

⑤ 住民票抄本（応募者が個人の場合）

⑥ 納税証明書（下記のA及びB）

**A** 香川県税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書（香川県指定様式、県税事務所等において発行）

※ 県税の納税証明書交付請求書は香川県のホームページの「申請届出様式ダウンロード」からダウンロードできます。

(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei/index.htm>)

※ 県税の納税証明書の発行を請求するには、法人の場合は代表者印、個人の方は事業主の印鑑が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印が必要です。

なお、納税証明書の交付手数料として、1通につき400円の香川県収入証紙が必要です。

**B** 法人税（応募者が個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書（法人の場合は納税証明書「その3の3」、個人の場合は納税証明書「その3の2」、本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行）

※ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁のホームページからダウンロードできます。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

※ 消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行されます。

⑦ その他参考となる書類（会社概要など）

(注) 香川県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿中、営業種目「34 企画・広告・イベント」又は「38 代理業」に広告代理業務を主たる業務として登録されている者は、上記のうち④から⑥の書類を省略することができる。

また、壁面とパンフレットスタンドの両方を同時に申請する場合には、パンフレットスタンド分にかかる申請について③から⑥の書類を省略することができる。

## 6 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- 所定の日時及び場所に応募書類を提出しないとき
- 同一広告に2以上の応募をしたとき
- 自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき
- 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい見積書を提出したとき
- 金額を訂正した見積書を提出したとき
- 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき
- その他、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

## 7 広告取扱業者の決定

### (1) 決定方法

壁面、パンフレットスタンドのそれぞれの応募者のうち、最も高額な広告料の見積金額を提出した者を広告取扱業者として選定する。なお、広告料の見積金額が最も高額である者が複数ある場合には、抽選により決定する。

### (2) 結果の発表

応募者に対し文書で通知する。

また、決定した広告取扱業者の所在及び名称（広告取扱業者が個人の場合は住所及び氏名）並びに連絡先については、県ホームページ等において公表する。

### (3) 広告取扱業者の取扱い

広告取扱業者は県と広告事業に関する契約を締結しなければ、また、壁面に広告を掲出しようとする広告取扱業者は、併せて、県が指定する日までに、行政財産の使用許可申請を行い、当該申請に係る許可を受けなければ、その資格を失う。

## 8 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、香川県パスポートセンター広告事業実施要領、契約書(案)等を熟読のうえ、応募すること。
- (2) 応募者は、広告取扱業者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

- (3) 本応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は返却しない。

## 9 問合せ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部知事公室国際課 宮本

・電話 087-832-3027 (直通)

・FAX 087-837-4289

・電子メールアドレス kokusai@pref.kagawa.lg.jp

### ○香川県パスポートセンター所在図

